

公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、2019 年 5 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日までの間に佐川町が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計業務等の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法、時期等について次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 15 日

佐川町長 堀見 和道

1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加できる者は、審査基準日（平成 31 年 1 月 1 日）において次に掲げる事項に該当しない者で、競争入札参加資格審査を受け、佐川町入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録された者とする。

- (1) 営業に関し、法律上必要な資格を有しない者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 納期限の到来した国税・都道府県税・市区町村税を滞納している者
（ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りではない。）
- (6) 佐川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年佐川町規則第 23 号）第 2 条第 2 項第 5 号のいずれかに該当する者

2 資格審査の申請の方法

提出書類は全て A4 サイズで 1 部ずつ作成し、番号順に並べ、ファイルに綴じて提出して下さい。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）・・・第 1 号様式
- (2) 営業所一覧表（本店以外に営業所を有する場合のみ）・・・第 2 号様式
- (3) 測量等実績調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第 3 号様式
- (4) 技術職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第 4 号様式
- (5) 技術者総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第 5 号様式
- (6) 技術者経歴書又は技術者実務経験証明書（任意様式）
- (7) 年間委任状（任意様式可。年間を通じて入札契約等の権限を委任する場合のみ）
- (8) 納税証明書（写し可）
 - (ア) 国 税：証明書の種類 法人にあつては「その 3 の 3」
個人にあつては「その 3 の 2」
 - (イ) 都道府県税：滞納がない旨の証明書
 - (ウ) 市区町村税：滞納がない旨の証明書

※(イ)及び(ウ)については、支店等に委任する場合は、委任先の納税証明書も提出すること。

- (9) 法人の場合は「登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）」
個人の場合は代表者の「身分証明書」（共に写し可）

- (10) 申請書の「13 申請業務及び登録の有無」の登録欄に○をつけた業種に係る証明書等（写し）
- (11) 財務諸表類（法人の場合は貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人の場合は貸借対照表及び損益計算書。審査基準日の直前1事業年分）
- (12) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (13) チェックリスト

※官公署発行の証明書類については、申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

土木関係建設コンサルタント、地質調査業務、補償コンサルタントの登録を受けている場合は、国土交通省の受付印のある現況報告書の写しで（2）～（4）の書類に代えることができます。

3 提出方法

持参又は郵送

※申請書の受領書が必要な場合、持参の場合は、その場でお渡しします。郵送の場合は、申請書に受領書及び82円分の切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

4 受付期間

平成31年3月1日から平成31年3月31日まで（郵送の場合は、3月31日必着）

※持参する場合は、土日・祝日は除きます。

5 提出先

〒789-1292 高知県高岡郡佐川町甲1650番地2

佐川町役場 総務課管財契約係（電話：0889-22-7700）

6 資格の取消し

有資格者名簿に登録された者が次のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 審査基準日以後に1の(1)から(6)に該当することとなった場合
- (2) 資格審査申請書に記載した事項について、故意に記載せず、又は、虚偽の記載をした場合
- (3) 入札参加資格を辞退した場合

7 申請書の変更届

申請書を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届を直ちに町長に提出しなければならない。

8 組織変更等に伴う再審査

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協同組合を設立した場合等は、随時資格の再認定を受けることができるものとする。この場合においては、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

9 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。この場合においては、有資格者の申請により、資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による会社更生手続開始の申立てを行った者
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による民事再生手続開始の申立てを行った者